

奄美市笠利地区

公立保育施設等のあり方基本方針



令和4年3月

奄美市笠利総合支所いきいき健康課

【目次】

- 1 基本方針策定の背景・趣旨
- 2 基本方針の位置づけ
- 3 笠利地区における保育施設等の現状と課題
 - (1) 保育施設等の開設状況
 - (2) 課題
- 4 笠利地区における保育施設等の今後の方向性と具体的な取り組み
 - (1) 目指す方向性
 - (2) 重点課題について
- 5 参考
 - (1) P T会議、WG会議の開催実績
 - (2) 先進地視察研修の実施

1 基本方針策定の背景・趣旨

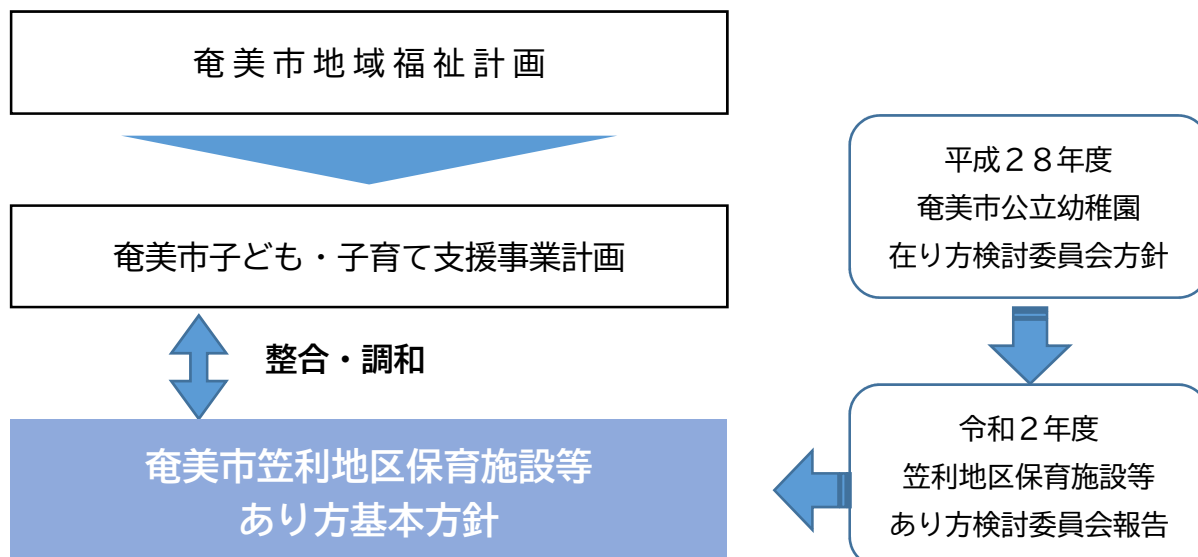
本市笠利地区の公立保育施設は、児童福祉法第 39 条の規定に基づく児童福祉施設として、保育を必要とする子どもの保育を行い、健全な心身の発達を図るとともに、家庭との緊密な連携のもと子どもの最善の利益を考慮し、養護及び教育を一体的に行ってきました。

近年、笠利地区の保育を取り巻く状況は変化し、施設の老朽化、児童数減少、保育士不足による待機児童問題などの課題を抱えており、将来を見据えた取り組みが必要であることから、笠利地区における公立保育施設及び公立幼稚園（以下「保育施設等」という。）のあり方について、その方向性を示すために令和 2 年 7 月、学識者、公立保育施設保護者、地域代表及び保育関係者等で構成する「奄美市笠利地区保育施設等あり方検討委員会」（委員長：鹿児島女子短期大学 教授 宇都弘美）を設置し、地域一体となった議論を重ねてきました。その結果「施設集約、認定こども園の新設、保育従事者の確保や子育て支援策など（報告抜粋）」が必要との報告を受けました。

本基本方針は、その報告内容を尊重しながら、笠利地域全体で子育てを支えていく社会の構築と多様化する保育ニーズに対応した保育施設等の機能・役割の充実を図るため、今後の笠利地区における保育施設等のあり方に関する市の基本的な考え方や取り組みなどを示すものです。

2 基本方針の位置づけ

本基本方針は、本市の福祉分野における最上位計画である「奄美地域福祉計画」をはじめ「奄美市子ども・子育て支援事業計画」を上位計画とし、整合・調和を図りながら、笠利地域の実情に即した課題解決に取り組むための方針です。なお、本方針は、今後の国の政策や保育需要の変化、本方針の取り組み結果等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとしします。

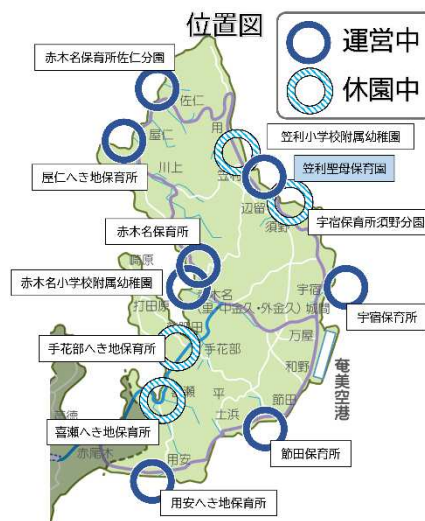


3 笠利地区における保育施設等の現状と課題

(1) 保育施設等の開設状況

令和4年3月1日現在、笠利地区には、公立認可保育所4施設、公立へき地保育所2施設、公立幼稚園1施設、私立認可保育所1施設があります。また、公立の3保育施設、1幼稚園が休所・休園となっています。

施設の利用児童は公立保育施設128名、公立幼稚園9名、私立保育施設52名、合計189名となっています。



種別	施設名	建築年	定員	児童数 189	利用可能児童年齢						給食	保育の 必要性	休所・休園日
					0	1	2	3	4	5			
認保	赤木名保育所	S51	60	60	○	○	○	○	○	○	あり	あり	日祝
認保	赤木名保育所佐仁分園	S47	15	3		○	○	○	○	○	あり	あり	日祝
認保	宇宿保育所	S53	45	28	○	○	○	○	○	○	あり	あり	日祝
認保	宇宿保育所須野分園	S48	H27休所中		○	○	○	○	○	○	あり	あり	日祝
認保	節田保育所	H2	60	28	○	○	○	○	○	○	あり	あり	日祝
認保	笠利聖母保育園(私立)	H15	60	52	○	○	○	○	○	○	あり	あり	日祝
へき地	屋仁へき地保育所	S48	30	2			●	○	○	○	問わす		土曜午後、日祝
へき地	用安へき地保育所	取壊し	30	7			●	○	○	○	問わす		土曜午後、日祝
へき地	喜瀬へき地保育所	S49	H24休所中				●	○	○	○	問わす		土曜午後、日祝
へき地	手花部へき地保育所	S47	H25休所中				●	○	○	○	問わす		土曜午後、日祝
幼稚園	赤木名小学校附属幼稚園	S50	30	9				○	○	○	あり	問わす	土日祝、長期休業
幼稚園	笠利小学校附属幼稚園	S51	H17休園中					○	○	○	あり	問わす	土日祝、長期休業

(児童数は R4.3.1 現在、●は満3歳児)

(2) 課題

笠利地区の保育施設等については、多くが昭和40年代後半から50年代前半に建築されているため、施設の老朽化が進み、今後の施設整備が喫緊の課題となっています。

また、全国的な課題でもある「児童の減少」「待機児童問題」「保育従事者不足」については、本地区も例外ではなく、課題解消へ向けた対策が必要となっております。

一方で、保育所と幼稚園の機能を併せ持ち地域への子育て支援事業を実施する「認定こども園」のニーズが高まりつつあります。

これらの課題について地域一体となって考え、互いに協力しながら解決に向けて取り組む必要があります。

課題	施設の老朽化	利用児童の減少	保育士不足
	待機児童	認定こども園の新設	

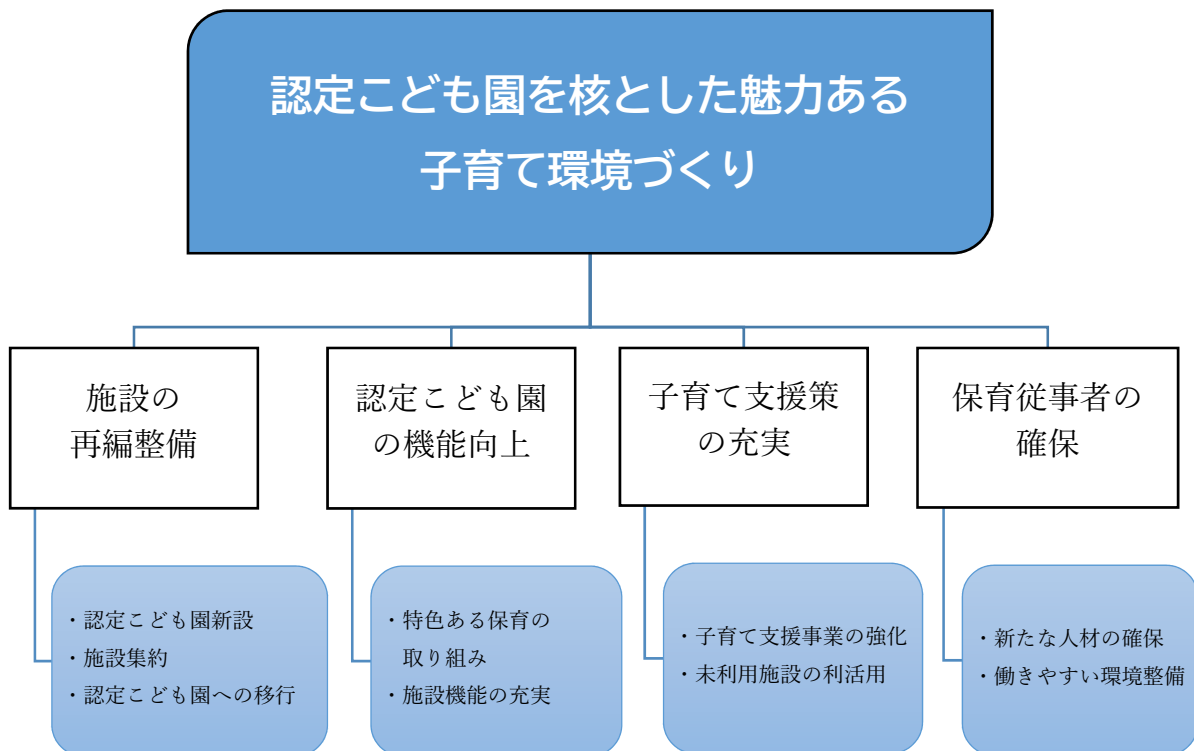
4 笠利地区における保育施設等の今後の方向性と具体的な取り組み

(1) 目指す方向性

奄美市子ども・子育て支援事業計画の基本理念である「子どもがいきいきと健やかに育つ心豊かなまちづくり」のもと、笠利地区においては、「認定こども園を核とした魅力ある子育て環境づくり」に取り組んでまいります。

(2) 重点課題について

目指す方向性の実現に向けて、「施設の再編整備」「認定こども園の機能向上」「子育て支援策の充実」「保育従事者の確保」を重点課題として総合的に施策の展開を図ります。



【認定こども園の新設】

笠利地区に**100名規模の認定こども園を新設**します。なお、建設予定地は、安心安全な保育が行える敷地面積の確保、災害等リスクの低い場所、各集落からの利便性等を考慮し、**太陽が丘総合運動公園敷地内**とします。

令和4年度から建設に向けた基本構想を策定し、令和8年4月の供用開始を目指します。



【施設の集約】

待機児童の解消、持続可能な施設運営、集団保育体制維持及び保育従事者の確保を図るため、令和8年3月までに保育施設等を現状の7施設から認定こども園（新設）、宇宿保育所（既存）、節田保育所（既存）の3施設へ段階的に集約します。

※令和4年度：赤木名保育所佐仁分園、屋仁へき地保育所を休園・休所します。

※段階的集約：赤木名保育所、赤木名小学校附属幼稚園、用安へき地保育所を休所・休園します。

【認定こども園への移行】

集約後の3施設については、段階的に幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、就学前の子どもに対し、幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園へ移行します。



	R3	R4	R5	R6	R7	R8
新設認定こども園	基本方針	基本構想 基本計画	基本設計 実施設計		施設建設	令和8年4月1日供用開始
保育施設等の集約 認定こども園への移行	7施設	5施設	段階的集約（5施設→3施設） 段階的認定こども園化			新設認定こども園（仮称） 宇宿認定こども園（仮称） 節田認定こども園（仮称）
	赤木名幼稚園 赤木名保育所 // 佐仁分園 宇宿保育所 節田保育所 屋仁へき地保育所 用安へき地保育所	赤木名幼稚園 赤木名保育所 宇宿保育所 節田保育所 用安へき地保育所	赤木名幼稚園 赤木名保育所 宇宿保育所（認定こども園化） 節田保育所（認定こども園化） 用安へき地保育所（休所）	統合 認定こども園化		

重点課題2

認定こども園の機能向上

【特色ある保育の取り組み】

地域に根差した自然・歴史・文化等に触れる保育・教育及び地域住民との世代間交流を促進する取り組みについて、今後とも継続し充実を図ります。

【施設機能の充実】

「一時預かり事業」「子育てサロン」「送迎バスの運営」等、子育て世帯のニーズを把握しながら機能拡充に向けた取り組みを進めます。

地域の子育て世帯への育児相談開催、子育てに関する情報の提供、親子交流の機会の提供など、地域全体で子育てしやすい環境となるよう取り組みを進めます。

重点課題3

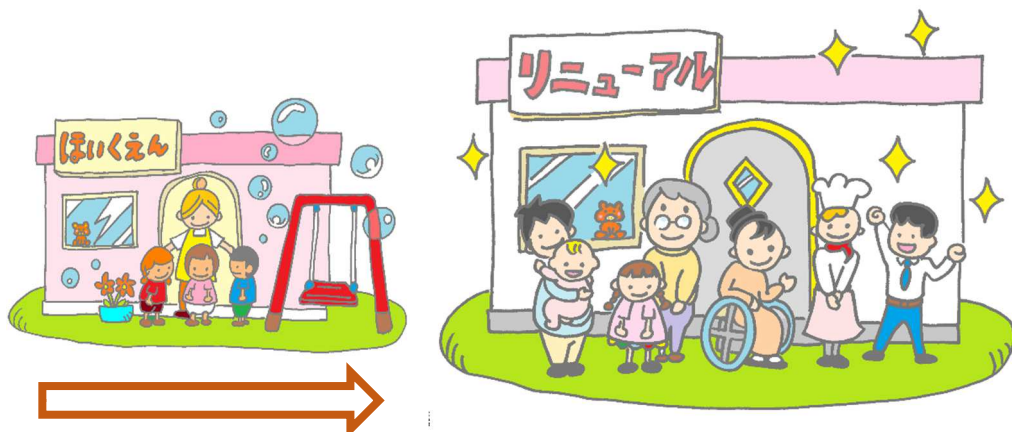
子育て支援策の充実

【子育て支援事業の強化】

子育て世帯の多様なニーズに対応するため笠利地区における「ファミリー・サポート・センター事業」「病児・病後児保育事業」「障がい児通所支援事業」等の導入について民間との連携を含め調査・検討を進めます。

【未利用施設の利活用】

休所・休園となった施設や敷地の利活用については、集落の意向を尊重し地域住民と一体となってお互いに知恵を出し合いながら、民間による地域活性化を含め子育て支援や世代間交流の拠点づくりなど地域振興に資するよう検討を進めます。



重点課題4

保育従事者の確保（保育士・幼稚園教諭等の施設従事者）

保育施設等を再編整備し、笠利地区における特色ある施設運営を図ることにより、保育従事者の確保に努めます。

【新たな人材の確保】

「潜在保育士掘り起こしのための保育体験事業」「看護師や保健師等の配置職種拡大」「ワークシェアリング^(注1)の導入等雇用体制の拡充」等について検討し保育施設等に従事する職員の確保に努めます。

【働きやすい環境整備】

「ノンコンタクトタイム^(注2)の導入などによる休憩・休暇の取りやすい職場環境整備及び処遇改善」「ICT^(注3)等活用による業務効率化と業務改善」「研修機会の充実などによる職員の資質向上」等について検討し、働きやすい環境整備に努めます。

(注1) ワークシェアリング

仕事を分け合い労働者1人あたりの負担を軽減し雇用を生み出す手法のこと。

(注2) ノンコンタクトタイム

保育施設や幼稚園において、勤務時間内に子どもたちと対面しない時間のこと。

(注3) ICT

Information and Communication Technology の略称で情報通信技術のこと。



5 参考

本方針の策定にあたっては、関連する各課長等で構成するプロジェクトチーム（PT）及び各係長で構成するワーキンググループ（WG）を組織し、横断的な組織体制による協議、検討を実施しました。

また、施設の再編整備及び休所・休園施設の利活用について、先進地視察研修を実施しました。

（1）PT会議、WG会議の開催実績

PT（担当課長会議）		開催数	4回
【 参加者 】			
笠利総合支所長	福祉事務所長		
総務課長	企画調整課長	財政課長	プロジェクト推進課長
福祉政策課長	健康増進課長	都市整備課長	建築住宅課長
学校教育課長	笠利地域総務課長	いきいき健康課長	建設課長
笠利地域教育課長			

WG（担当係長会議）		開催数	12回	
【 参加者 】				
総務課	財政課	企画調整課	プロジェクト推進課	福祉政策課
都市整備課	建築住宅課	学校教育課	住用市民福祉課	笠利地域総務課
いきいき健康課	赤木名保育所佐仁分園	宇宿保育所		産業振興課
農林水産課	建設課	地域教育課	赤木名幼稚園	
【 WG開催状況 】				
新設こども園・施設集約に関するWG				
保育士処遇改善に関するWG				
子育て支援策に関するWG				
未利用施設の有効活用に関するWG				

(2) 先進地視察研修の実施

先進地視察研修 1回

【 受入自治体 】 知名町

【 参加者 】 3名

いきいき健康課担当、赤木名保育所佐仁分園保育士、赤木名小学校附属幼稚園教諭

【 視察内容 】

1. 保育施設等の再編整備についての経緯・経過について
2. 認定こども園新設についての取り組みについて
3. 休所・休園となった施設の利活用方法について

施設集約・こども園移行に関する取り組みについて

・知名町役場 子育て支援課

認定こども園の視察

- ・幼保連携型認定こども園「きらきら」
- ・幼保連携型認定こども園「すまいる」

休所・休園施設の利活用事例視察

- ・スポーツクラブ「Circle 沖永良部」
- ・産業クラスター拠点施設「エラブココ」
- ・知名放課後児童クラブ
- ・田皆放課後児童クラブ
- ・児童発達支援事業所「ぽてと」
- ・田皆コミュニティセンター



